

## 行政文書 改元後も「平成」申請OK

4月1日に新しい元号「令和」が発表されました。

昭和から平成に変わった頃とは、社会の在り方も随分と変わりました。

デジタル化が進み、パソコンが当たり前のこの時代ですが、  
行政への手続きは、文書での提出がまだまだ多いです。

政府は2日、改元に伴って必要になる各府庁省の対応方針を確認しました。

- 1) 国民生活への影響をできるだけ小さくする
- 2) 各庁庁の事務手続きを円滑にする

との考え方に基つき、国民が行政手続きで申請する際の文書に  
改元日以降の年号を「平成」と書いても有効とするとのこと。

また、

- 5月1日以降に作成する文書で「平成」表記が残る場合には  
注意書きや訂正印などで対応
- 国の予算の名称は、改元日以降は「令和元年度予算」
- 4月中に発行する運転免許証の有効期限は「平成」表記とする

とのこと。

改元に伴う表記方法やシムステの対応等、各々が事前に確認しておく必要がありそうですね。

～ゴールデンウィークのお知らせ～

誠に勝手ながら、

4/27(土)～5/6(月) 休業させていただきます。

ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

<http://www.musimaru.com/>

E-mail: musimaru@kc.n.ne.jp